

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会
第32回会合議事録

日時：平成28年9月12日(月)15:30～17:30

場所：内閣府(4号館)共用第4特別会議室

出席委員：藤原座長、藤川座長代理、有木委員、五十嵐委員、上沼委員、尾上委員、尾花委員、清原委員、国分委員、小城委員、藤川委員代理、伊藤委員代理、佐川委員代理

(参考人)米田進(秋田県教育委員会)

(内閣府)西崎統括官、和田審議官、村田参事官

(オブザーバー):内閣官房IT総合戦略室参事官補佐、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長補佐、警察庁生活安全局少年課長、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第一課長、法務省大臣官房秘書課政策評価企画室政策評価係長、文部科学省生涯学習政策局青少年教育課長、文部科学省生涯学習政策局情報教育課教育振興室長補佐、経済産業省商務情報政策局情報経済課長

1.開会

2.議題 ~ 「保護者に対する啓発活動について」

- (1)委員発表等
- (2)意見交換
- (3)その他

3.閉会

藤原座長 それでは、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」の第32回を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、まことにありがとうございます。まず、委員の出欠状況等について、事務局から報告をお願いいたします。

村田参事官 それでは、御報告いたします。

本日は、金井委員が御欠席され、高橋委員の代理で藤川様、長尾委員の代理で伊藤様、吉田委員の代理で佐川様に御出席をいただいております。まだ尾花先生がいらしてないようでございます。それから、小城委員が10分ぐらい早目に御退席という話を伺っております。また、本日は、秋田県教育長の米田進様に参考人として御出席をいただいております。

以上でございます。

藤原座長 ありがとうございます。

それでは、初めに事務局から、本日の配付資料の確認をお願いいたします。

村田参事官 配付資料でございますが、まず、議事次第でございます。

2枚目に資料一覧がございます。資料は、資料1から資料12でございます。

なお、机上配付資料として委員の方々には、法、基本計画(第3次)それから平成27年5月の当検討会の報告書を置かせていただいております。さらに、参考資料として、総務省において9月2日、「e-ネットキャラバン・Plus」を新設し、その旨報道発表したという事で、関係資料を配付させていただいております。

総務省から参考資料について一言補足説明があると聞いておりますので、お聞きいただければと思います。

徳光消費者行政第一課長 総務省の徳光でございます。よろしくお願い申し上げます。

少し補足解説させていただきます。お手元の参考資料1でございますが、「e-ネットキャラバン Plus」ということで、9月2日に総務省及び実施主体でありますマルチメディア振興センターから報道発表しております。

e-ネットキャラバン Plusは、保護者・教職員向けにフィルタリングの内容や設定を中心とした講座でございます。前回、当時の消行課長の湯本からも御紹介いたしました総務省のタスクフォースの議論などを受けたものでございます。

お手元には、この報道発表資料のほか、教材のほんの一部でございますけれども、抜粋を添付させていただいております。フィルタリングの仕組みや種類、設定方法等々につきまして御説明しながら、保護者の皆様にフィルタリングの内容や大切さといったことについて認識を深めていただくという内容になっております。

既に、関東総通局の管内では受付を開始しておりまして、11月ごろから先行的に実施し、ほかの地域につきましても、体制が整い次第、展開していくという予定でございます。

以上でございます。ありがとうございます。

村田参事官 ありがとうございます。

以上が資料の御説明でございますが、資料に不足等ございましたら、事務局までお申しつけいただければと思います。大丈夫でしょうか。

また、本日の会議の議事録につきましては、別途、各委員の皆様方の御確認をいただいた後、座長にお諮りした上で公開させていただきたく存じますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、議事に入ります前に、本日、事務局側で本来6月に着任いたしました西崎政策統括官がこの検討会に初めて出席いたしますので、御紹介させていただきます。

内閣府共生社会政策担当の西崎文平政策統括官でございます。

西崎政策統括官 統括官の西崎でございます。よろしくお願いいたします。

村田参事官 また、オブザーバーのうち、総務省と文部科学省で異動がございましたので

御紹介させていただきます。

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第1課、徳光歩課長でございます。

徳光消費者行政第一課長 改めまして徳光でございます。よろしくお願いいたします。

村田参事官 文部科学省生涯学習政策局青少年教育課長、土肥克己課長でございます。

土肥青少年教育課長 土肥でございます。よろしくお願いいたします。

村田参事官 事務局からは以上でございます。

藤原座長 ありがとうございます。

では、議事に移らせていただきます。まず、議題に入ります前に、文部科学省と有木委員のほうから、前回の検討会での御質問等に関して説明がございます。

まず、文部科学省、よろしくお願いいたします。

稲葉情報教育振興室長補佐 文部科学省情報教育課でございます。

中央教育審議会の検討状況につきまして、前回のこの会議におきましても、プログラミングにつきまして御質問をいただきました。あわせて御説明させていただきたいと存じます。

学習指導要領は、教育課程の大綱的な基準といたしまして、およそ10年に1回改訂をしているものでございます。平成26年11月に文部科学大臣から諮問をいたしまして、つい先日でございますけれども、今年の8月に審議をまとめたところでございます。そして、先週末よりパブリックコメントを開始しているという状況でございます。

本日、資料1は情報モラル教育等の関連部分のみの抜粋でございます。全体は大変大部なものがございますので、関連部分のみ抜粋をさせていただいております。

最初の〇のところでございますけれども、情報や情報手段を主体的に選択し活用していくために必要な情報活用能力を各学校段階を通じて体系的に育ていくことが重要であるという指摘がされております。

こうした情報活用能力は、言語能力などと同様に、教科等の枠を越えて全ての学習の基盤として生まれ活用される力であると。そして、学校の教育課程全体で確実に育ていくことが重要だという指摘がされております。

この情報活用能力でございますが、その次のところがございますとおり、大変幅広い概念でございます。プログラミング的思考でありますとか、情報モラル、情報セキュリティーといった資質・能力も含まれるところでございます。

そして、情報モラルに関しましては、スマートフォンやSNSが普及し、それらをめぐるトラブルが増大しているといった認識のもとで、子供たちがその時代にふさわしい情報モラルを身につけていく必要がある、としております。

そして、プログラミングにつきまして、プログラミング的思考などを育むプログラミング教育を子供たちの発達の段階に応じて位置づけることが求められる、というふうにしております。

2ページ目は、小学校の教育課程につきまして記述されている部分でございます。1段落目は、先ほど御紹介したことを繰り返している部分ですので、省略させていただきます。

2 段落目でございますけれども、プログラミング的思考を育むプログラミング教育につ
きまして、その重要性を述べておりますとともに、中ほどからでございますが、中学校では
技術・家庭科(技術分野)におきましてプログラミングに関する内容を充実してまいります。
また、高等学校でも情報科という教科がございますけれども、そこでのプログラミングを全
ての生徒が履修するような形に科目を改訂していくとしております。そして、小学校段階に
おきまして、これは有識者会議における議論の取りまとめが本年6月にまとまったとこ
ろでございますけれども、これを踏まえて小学校でも位置づけていくことが求められる、と
してあります。

小学校におきましてどのようにやっていくかということでございますけれども、それぞ
れの小学校において教育課程全体を見渡して、プログラミング教育を行う単元を位置づけ
る学年ですとか、教科等、そういったものは各学校において定めて、計画・実施していく
というような提言をいただいているところでございます。

前回のこの会議におきまして、プログラミング教育が先行して、モラル教育が置き去りに
なるのではないかとといったような御懸念もあったかと思いますが、プログラミング教育だ
けでなく、情報モラル教育もあわせて、しっかり進めていきたいと考えております。

ただいまパブリックコメントをこの審議のまとめにつきまして行っているところでござ
いまして、今後、答申を得まして、それを受けて文部科学大臣が改訂の告示をするとい
うことになっております。

新しい学習指導要領の実施につきましては、小学校が平成32年度、中学校は平成33年
度、高等学校が平成34年度から実施という予定でございます。

文部科学省からの説明は以上でございます。

藤原座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等はございますでしょうか。よろし
いですか。

続きまして、有木委員、どうぞよろしくお願いいたします。

有木委員 電気通信事業者協会の有木でございます。

前回の検討会で、調査結果に関し幾つか御質問をいただきましたので、そのことから資料
2を作成させていただきました。

この資料に関して1点補足をさせていただきます。調査概要の店頭調査サンプル数が350
サンプルとなっておりますが、次のページの調査結果の要旨のクエスチョンの「ショップ店
員は」のところの回答数全体が241となっておりますけれども、これは欄外の 印にあり
ますように、フィルタリングの利用意思がある方の回答ということにしておりますので、
350のうち241の人がその意思があるということで、この対象に調査したというものであ
ります。

次に、店頭での設定につきましては、今回の調査では58%ぐらいの設定率となっております。
店頭での設定には、時間がかかるとかわかりにくいという課題が指摘されておりました。

て、今後の改善が必要だということを考えております。一層のツールの整備や販売店の働きかけにより、今後も引き続き取り組んでいくこととしております。

次の調査時点の実際のフィルタリングの設定状況につきましては、店頭調査では約半数、PTA 調査では 26%が 3 種類のフィルタリングをかけているという結果になっています。今回の調査は、前回御指摘がありましたけれども、サンプル数が少ない上に、店頭で対象者に手渡ししたことにより、店員が説明できた対象者が多くなった可能性、それと比較的意識の高い PTA の関係者に配布したなど、対象にバイアスがかかっているということもありました。正直なところ、統計的には余り有意とは言えないかもしれませんが、なぜ設定をしなかったかといった傾向については、一定の実態を反映していると思います。

具体的には、店頭調査でも PTA 調査でも、非設定理由として制限が厳しいということや、使いたいサイト、アプリが使えないといった理由が 50%を占めておりまして、青少年の利用実態やニーズと、現在のフィルタリングとにギャップがあるということが想像できます。

事業者としては、スマートフォンになってフィルタリングの普及が進んでいない状況は問題と捉えておりまして、総務省のタスクフォースの提言も受けまして、フィルタリングのあり方について、EMA、安心協といった関係者と検討を始めたところでございます。

検討では、青少年の利用実態から現在のフィルタリングの普及が、利用者の青少年にとってどうすればさらに使い勝手のいいサービスになって、リスクを下げつつ一層の普及が図れるのか、改善策も含めて検討、提言をしようというところであります。検討結果につきましては、今年中をめどに取りまとめられた後、公開される予定でございます。

引き続き御指導いただければと思います。よろしく申し上げます。

藤原座長 ありがとうございます。

ただいまの有木委員の御説明に対しまして、何か御質問、御意見等はございますでしょうか。

前回の補足ということによろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

藤原座長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入りたいと存じます。

本日は、次回と 2 回に分けて、保護者に対する啓発活動について討議をしたいと考えております。前回まで、フィルタリングをテーマとして取り上げましたが、それと並んで教育啓発、特に保護者に対する啓発活動は基本計画の重要な柱でありますことから、これを 2 回にわたってテーマとして取り上げたいと思います。

お手元に資料 3 及び 4 として、第 3 次基本計画策定時の当検討会の報告書と、第 3 次基本計画における保護者に対する啓発活動に関する記載部分を抜粋して配付していただいております。御覧ください。

報告書では、保護者に対する実効性ある普及啓発のあり方などが議論され、第 3 次基本計画では、保護者等の特に注力が必要な層に対する効果的な啓発等のあり方の検討・推進、こ

れが課題となっております。こうした観点から、現状を踏まえ改めて御議論をいただこうと思っております。

討議に当たりまして、委員等からそれぞれの取組や御意見について、まず御発表いただくことにしております。本日は3つの発表を予定しております。

最初に、清原委員から三鷹市の取組等について御発表をいただきます。続いて、参考人として御出席いただいております秋田県の米田教育長様から、秋田県の取組等について御発表いただきます。そして、本日最後として、五十嵐委員から日野市立平山小学校の取組等について御発表いただきます。

このほかに、PTA の立場から尾上委員、金井委員からも御発表いただくべく準備をお願いしておりますけれども、次回、御発表いただく予定としております。

本日ですけれども、それぞれ15分程度御発表いただき、その後、各5分程度質問等の時間をとり、全ての発表が終わった後で、改めて30分程度の意見交換の時間をとりたいと考えております。

先ほど申し上げましたように、時間が限られておりますので、次回改めて同じテーマでまた意見交換の時間をとりたいと考えております。

そういうわけで、3本ということでもかなりタイトでございますけれども、進行への協力をお願いしたいと存じます。

まず、清原委員から御発表をよろしくお願ひしたいと思ひます。

清原委員 皆様、こんにちは。発表の機会をいただきましてありがとうございます。委員を務めております東京都三鷹市長の清原慶子です。

それでは、本日は、「青少年の適切なインターネット利用に向けた学校・家庭・地域の協働」を三鷹市の事例から報告をさせていただきます。

(PP)

三鷹市の位置と概況でございます。三鷹市は、昭和25年、1950年11月3日に三鷹町から三鷹市になりました。8月1日現在の人口は18万5,000人近くになっておりまして、実はこの1月から2,000人ほど人口がふえているのが実態です。

勤労者が多く居住する住宅都市で、地方交付税の不交付団体を堅持しております。予算規模は約1,146億円。平均寿命が長く、高齢者の独居・二人暮らしが多く、近年ファミリー層が増加傾向にあります。いわゆる東京都の特別区23区と多摩地域の結節点にあるところで、都立井の頭恩賜公園などがある自然豊かなところです。

(PP)

三鷹市の文化施設としましては、「太宰治が生きたまち・三鷹」として「太宰治文学サロン」、宮崎駿監督を館主とする「三鷹の森ジブリ美術館」、これは市立アニメーション美術館です。「三鷹市山本有三記念館」、そして、「自然科学研究機構国立天文台」の中には、大正時代の官舎を復元した「三鷹市星と森と絵本の家」などがあります。

(PP)

三鷹市の特徴的な施策は、1956年、「日本初の0歳児保育」開始、1973年、「日本初公共下水道整備100%」達成、1973年、「日本初住民協議会によるコミュニティセンターの管理運営」、そして1984年、電電公社からNTT(株)に変わるその節目に、日本で初めて光ファイバー網による「INS実験」を行いました。インフォメーション・ネットワーク・システム(Information Network System)の実験で、遠隔教育・遠隔医療・防災等に活用しました。1996年「SOHO(Small Office Home Office)CITYみたか構想」をはじめとして「ICTまちづくり」を進め、2006年に「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」を開始しています。

(PP)

そして、同じ2006年に『三鷹市自治基本条例』を制定しています。学校と地域との連携協力を第33条に規定しております。「教育委員会は、地域と連携協力し、保護者、地域住民等の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域の力を活かし、創意工夫と特色ある学校づくりを行うものとする」。2項目は、「教育委員会は、地域及び市長と連携協力し、学校を核としたコミュニティーづくりを進めるものとする」です。

(PP)

そこで、事例として「ポケモンGOへの対応」から紹介したいと思います。三鷹市は、平成28年7月27日に、「ポケモンGOの安全で適切な利用についてのお願い」を市のホームページのトップ画面の「重要なお知らせ」に掲載しました。

同様の内容を「安全安心メール(事前登録者に電子メールで防犯等の情報を配信する)」で配信しました。

教育委員会では、7月25日に、「スマートフォンの適切な使用についての指導の徹底」を通知するとともに、クラブ活動や水泳教室の際に注意喚起しました。

市の子ども政策部は、児童館・学童保育所等で、「ポケモンGOの安全で適切な利用について」の情報提供を実施しました。決して禁止はせず、「安心ネットづくり促進協議会」の「保護者の皆さんへ、スマートフォンを安心・安全に使うために」のページにリンクを張りまして、連携をさせていただきながら取組をしたわけでございます。おかげさまで、今のところポケモンGOによる事故等は発生しておりません。

(PP)

2点目に、「学校教育におけるインターネットの適切な利用に向けた実践」についてお話をいたします。

三鷹市は、先ほど申し上げましたように、平成18年、2006年4月より、「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」を「にしみたか学園(第二中学校・第二小学校・井口小学校)」から始めました。学校・家庭・地域社会が協働で子供の教育を行うものです。小・中一貫教育のカリキュラムに「ICT教育カリキュラム」を位置づけ、情報活用能力及び情報モラルの醸成に注力しております。

(PP)

三鷹市の小・中一貫教育は、7つの学園で構成されています。三鷹市立小学校15校、中学校7校で、1つの中学校区に2校ないしは3校の小学校で構成される7つの学園です。校舎の合築ではありません。それぞれの校舎はそのままに、カリキュラムの一貫性を持ち、教師は兼務発令ということで、一貫教育を地域の皆様と一緒にコミュニティ・スクール委員会を構成して進めています。

(PP)

児童数は8,000人余りで、小学校15校が7つの中学校と連携をして推進しています。

(PP)

この取組は、10年を過ぎているわけですが、一貫して目指しているのは、効果的かつ持続可能なシステムの構築です。学園評価や学校評価を適切に行いつつ、コミュニティ・スクールの人材を育てつつ、これは教員の人材もそうですが、地域の皆様にも学んでいただきつつ、ボランティア等を務めていただいで実践してきました。

おかげさまで、市立小学校卒業者の市立中学校への進学率がアップしています。東京都でございますので、私立や国立等の中学校に行ってしまう児童が多かったわけですが、小中一貫教育ということで三鷹市立中学校への進学率がアップし、また、不登校が激減し、都内でも中学1年生の不登校は最少でございます。学校支援ボランティアは年間1万6,823人という取組です。

(PP)

何よりも小学校と中学校に移行する際の段差をなだらかに、子供たちの学習意欲が低下することなく、家庭での学習習慣を整えながら、つまづかない一貫教育を進めています。

(PP)

そこで、小・中一貫教育カリキュラムは、学園の小・中学校教員で毎年改訂しております。学園研究会等でカリキュラムの検証を毎年度行い、改訂を重ねているわけでございます。

(PP)

特に、「ICT(情報)教育カリキュラム」につきましては、三鷹市の子供たちにつけたいICTの力として、何よりも、「情報を適切に選択、判断し、目的に応じて効果的に表現する力」。2点目に、「コンピューターや情報ネットワークなど、基礎的な情報手段を適切に活用する力」。そして、3点目に「情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報活用を实践する力」です。

(PP)

そこで、この情報活用能力を3項目に、「基礎的操作能力・科学的理解」、2点目に「情報活用の実践力」、3点目に「情報モラル」を定め、情報活用の実践力を収集・発信の観点で分類するとともに、各教科等の中で情報機器を効果的に活用できる学習内容を例示しました。

(PP)

今日のテーマに関連しては、何よりもモラルの力を一貫して身につけるとということが大

事で、第2期において、情報を収集・発信する際のモラルを知ることができるようにし、中学校段階では、身につけた情報モラルの力を生かして、社会に参画することができるようにすることを目指しています。

(PP)

そこで、「ICT(情報)教育カリキュラム」につきましては、アンケートから得られた課題に基づき、三鷹市教育委員会において「『ICT(情報)教育』カリキュラム改訂検討委員会」を設置し、平成26年度改訂を実施しました。

内容としては、「ネット依存」「SNS」等の新たな課題への対応、そして、9年間を通した保護者への啓発事項を明確化いたしました。すなわち、児童・生徒を対象にしたICT教育だけではなく、保護者への啓発事項を位置づけたところが特徴です。

(PP)

そこで、3点目として、「学校教育と家庭教育との連携」について報告します。皆様、お手元に資料6として「三鷹『学び』のスタンダード(家庭版)」があると思います。実は、三鷹市では学力調査分析の内容に基づきまして、『学びのスタンダード学校版』と『家庭版』の両方を平成26年3月に定め、4月から普及を開始しています。

すなわち、学力を分析いたしましたところ、これは学校教育だけでなく、むしろ生活リズムの確保や学ぶ姿勢等についての指針を家庭教育でも示すことが大事であることが確認されました。特に、「携帯電話、ゲーム、テレビの利用ルールを決めましょう」という項目を明示したのが特徴でございます。

(PP)

平成26年7月に、『インターネットや携帯電話・スマートフォン等の利用に関する調査』を実施いたしまして、小・中学生、保護者から回答をいただいたところ、ルールについて、子と保護者で意識に差があるということがわかりました。これは内閣府の調査等でも示唆されている点です。「ルールを決めている」と保護者は思っていますが、小学生、中学生ともに、保護者と約20%の差で、「決めていない」と認識しているのです。

(PP)

そこで資料7でございます。これらの調査に基づきまして、『ネット社会を生きる力を育むために』という、「わが子をトラブルやネット依存から守る家庭教育」の指針をまとめたわけでございます。

これは、「携帯・スマホ」のトラブルから子供たちを守る家庭教育のポイントを、『家庭のルールづくりのポイント』として示しました。また、これを保護者会等の際に配布して、必ず保護者同士の意見交換の場を設けるなど、実践につなげるように働きかけました。配布して終わらないのが三鷹市の現場でございます。

(PP)

『家庭のルールづくりのポイント』については、「購入前に決めて書面にする」とか、「携帯・スマホは保護者が貸し出す」とか、「使用してよい場所と時間を決める」とか、「ダウン

ロードは保護者と一緒に確認する。」「有料サービスはお小遣いの範囲」でとか、「アプリやサイト、サービス利用のルールを決める」とか、「ルールを守らなかったときのルールを決める」とか、「親子で守る共通ルールを決める」とかでございます。

(PP)

そして、特に7つの学園のうち三鷹の森学園では、学園独自の「使用契約書」を作成いたしました。子供と保護者が話し合い、サインをして約束を守る形式で、子供といっても実は契約行為についてきちんと身につけるといふことも、これからは大いなる社会生活の基礎になるということで、「社会力の基礎」として、このような「使用契約書」を保護者と交わすように奨励しています。もちろん、実際は、保護者がついて事業者と契約を交わすわけですから、あくまでも「家庭でのルールづくり」を見える化するということでございます。

(PP)

次に4点目、「地域における青少年インターネット利用に関する学びと見守り」について御説明いたします。

1点目、「三鷹市青少年問題協議会での取組」について、これは簡潔にまとめて包括的に御報告します。三鷹市青少年問題協議会では、『平成20年度児童青少年健全育成活動の基本方針』において、初めて年間目標として「携帯電話やインターネットの利用方法について考えましょう」を記載しました。

その後、携帯電話やインターネット等に係る記述を継続するとともに、『家庭でできる！ケータイ安全対策』を策定し、市内公立小・中学校及び保護者に配布し、その後も改訂、継続しています。特に、青少年問題協議会の委員本人が携帯・スマートフォンの事業者と協力をいただいて、学習をしつつ、子供の立場に立ってまとめているというところが重要です。

(PP)

簡潔に申し上げます。平成26年度以降は、三鷹市青少年対策第五地区委員会、第三中学校、第五小学校等ですが、東京都の「こころの東京革命推進協議会」が実施している「ファミリールール」出前講演会で学んだり、青少年問題協議会本体で「スマホ・ケータイ安全教室」を実施したり、東京都青少年治安対策本部と連携して、市内の青少年対策地区委員、青少年関係団体及びPTA関係者を対象に、「青少年をサイバー犯罪から守るために～東京都サイバー犯罪防止啓発講演会」を開催しました。すなわち、市だけで頑張るのではなくて、東京都の取組とも連携していくということが重要と考えています。

(PP)

平成28年度は、同基本方針において「重点的な取組」に、「家庭でのインターネット利用のルールの定着」や「保護者におけるインターネット利用の知識やトラブルに悩む子どもの変化等に気づく目を養うこと」を明示いたしました。

(PP)

また、三鷹市公立学校PTA連合会は、各都道府県のPTAの皆様と同様に、みずから学ぼうとしてくださっています。平成26年度に、「考えよう 子どもの未来～コミュニケーション

「子どもも大人も～」のテーマで、小・中学校の子供と保護者へのアンケート調査や専門家へのインタビュー等を実施しました。尾花委員にも御協力いただいたという報告を受けております。

インターネット時代における ICT 機器を適切に利用するために、「家庭での親子の対話によるルールづくり等のコミュニケーションの重要性」について、PTA の会報誌にまとめて、市内小・中学校の全家庭に配布をして、学び合っています。

(PP)

私は、スマートフォン時代の青少年の健全育成を支援するためには、先ほどから御報告してまいりました学校教育が教育委員会を中心となって適切なカリキュラムをつくとともに、保護者の皆様と一緒に家庭教育を巻き込んで、同じ目線で取り組むことが大事と考えています。

あわせて、PTA の皆様や地域の皆様が「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」を進める中で、みずからが ICT の利活用について子供たちと一緒に考える体制が整っていることを心強く思います。

キーワードとして、スマートフォン時代の青少年の健全育成を支援するためには、「民・学・産・公・官の協働」が不可欠と考えています。「民」、すなわち国民・市民、青少年、当事者・保護者・教員です。また、「学」として、大学・研究機関の力も欠かせません。専門家の皆様の私たちの声を反映したさまざまな御支援、あるいは御提案が大事で、検証の部分では特に大学・研究機関の御活躍が頼りになります。さらには、「産」、すなわち情報通信業を初めとする産業界が参画をしていただくことが極めて重要です。

地方公共団体の「公」、都道府県や市区町村が「公」でございますが、各教育委員会がそれぞれの地域事情に合わせた取組をすることが極めて重要で、首長の部局と教育委員会が「総合教育会議」という取組を通して議論を始めているのが平成 27 年度です。ますます垣根を越えて、子供本位の取組を進める段階だと思えます。

最後に、国の関係官庁の取組がこの会議でも顕著でございます。「民・学・産・公・官の協働」、すなわち、何よりも国民・市民が最初にあるというこの順番で、公と官が最後に来ながら、大学、産業界の皆様頑張ってくださいということが重要だということをまとめにかえてお話しして、私の報告といたします。

時間が参りました。どうもありがとうございます。

藤原座長 ありがとうございます。大変豊かな内容を限られた時間でびたっとおさめていただきまして、感謝いたします。

それでは、御質問をお受けしたいと思えます。後で一般論としてまた御議論いただく時間をとっておりますが、清原委員にこの際お伺いしたいということがございましたら、どなたからでもどうぞ。

小城委員 聖心女子大学の小城です。御報告、ありがとうございます。大変地道な取組をされていて、豊かな教育が実現されていることに頼もしく思いました。

2点ほど御質問です。1点は瑣末なことで、ルールについて子供と保護者の意識に差があるというところですが、これが保護者はルールを決めているつもりでも、子供のほうがそれをルールと全く認識していないということなのか、親がルールを決めていても、子供がそれを守っていない、ルールがあることはわかっているけれども、親の見ていないところでは守っていないということなのか、いろいろなことが恐らくこの中に包括的に含まれているのだろうなと思いましたけれども、もしデータである程度具体的な内訳がおわかりでしたら、ちょっと情報をいただきたい。これは非常に瑣末なことです、このままでも結構です。

もう一点は、小・中・高の連携がとれていて、教育機関がよく影響し合っていると思うのですが、伺っていて、こうしたコミュニティから外れてしまう家庭が恐らく一部にはあるだろうと思うのです。学校の中でも孤立しがちな家庭とか、こういったことに積極的に参加をする国民・市民というのは恐らく家庭も健全で、親も子供もよい関係を築いている家庭は積極的に参加をすると思うのですが、そうしたコミュニティから外れてしまう家庭が結局最後にはある意味で社会的弱者として残ると思うのです。そこをどんなふうにケアをされているか、あるいはどういうふうに今後お考えかということをお聞かせいただければと思います。

清原委員 御質問ありがとうございます。

最初に、『インターネットや携帯電話・スマートフォン等の利用に関する調査』の平成26年7月の回答における保護者と子供の「ルールを決めている」、「決めていない」のギャップですが、先生が御指摘のとおり、保護者は決めていても、しかし児童・生徒は守れないので、決めていないと答えているケースもあるかもしれませんけれども、やはり決めていて、決めていないのときに、だからこそ先ほど御紹介いたしましたように、契約書を交わして文書で残したらどうかというような提案がありました。やはり意識というのは意識にすぎないので、多様性が存在すると思いますので、水臭いなと思うかもしれませんが、ICTを使うことによって、せっかくのメリットよりも、犯罪の被害や非行への誘発があるといけませんので、こういうような取組がますます有用ではないかなと感じているところです。

2点目の御質問でございますが、それは大変重要な視点でございます、実は、私は市長になりましてから、教育委員会と連携をいたしまして、前の市長が進めてくださっていたスクールカウンセラーの充実に加えて、スクールソーシャルワーカーを設置いたしました。すなわち教育的視点、心理学的視点への支援だけではなくて、やはり福祉的な支援が大事であるという認識からです。

子供たちが何らかの形で、学校に不適應であったり、友人ができなかったりするとき、例えば家庭の貧困であるとか、親の失業であるとか、疾病であるとか、そういう原因があり得るわけです。それを訴えられるお子さんもいらっしゃるでしょう、なかなか自分ではそのことを訴えられないお子さんもいらっしゃると思います。したがって、「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」を進めるプロセスにおいて、スクールソーシャルワーカーの設置と総合教育相談窓口の設置・充実を並行して充実してまいりました。

ただいま子供の貧困等の問題が深刻化しておりますので、御指摘されましたように、スマートフォンを持ってない、携帯電話を買えないという子供はいます。それが差別になってはいけませんし、そうした心理的なケアや発見というのが、教職員、あるいは「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」に参加してくださっている地域の皆様のまなざしの中に必要だということで取り組んでいるところです。

藤原座長 小城委員、よろしいでしょうか。

小城委員 ありがとうございます。

藤原座長 第1点の質問については、内閣府のほうでも経年的に調査をやっていますので、数字自体は残っていると思います。もし御関心があれば照会をしていただければと思います。

どうもありがとうございました。

質問は尽きないかとも思うのですが、後にもう一回御質問の時間を設けてありますので、続きまして秋田県の教育長、米田様から発表をお願いしたいと思います。清原委員、ありがとうございました。

米田参考人 秋田県の教育委員会の教育長の米田と申します。

(PP)

県が実施しております「大人が支える！インターネットセーフティの推進」事業について御説明申し上げます。関係資料は資料8、9、その後の2種類のパンフレットでございます。

まず、一つお断りしますが、資料8、3枚のペーパーがありますが、画面と資料のスライドは一致しておりません。画面の方をご覧くださいいただければありがたいのですが、会場に来てみましたら、遠くの方は見えづらいかと、大変恐縮に思っております。資料と画面をあわせて御覧いただきながらお聞きいただければと思います。

最初の画面ですが、「大人が支える！インターネットセーフティの推進」とあり、右下のほうにイラストが出ておりますが、これは本県で行っている事業のPRキャラクターです。全体が馬で、顔の輪郭が長方形のいわゆるスマホの形をしたキャラクターで、名前は「うまホ」としております。これは全县の小・中学生から応募していただいて、最終的には中学生の原案が採用されたものですが、うまくスマートフォンなどを使いましょう、ネットを健全に利用しましょうという思いが込められております。

本日、配付したこの一枚物の小・中学生あるいは高校生用リーフレット、それから小さなカードはスマホのクリーナーですが、こうしたものに「うまホ」を登場させてPRしているところでございます。

(PP)

県では、平成24年度に家庭教育状況調査を実施いたしました。その中で、約7割の方が家庭の教育力が低下していると答えており、そのうちの約4割の方が、ネット等のメディアの影響がその要因になっていると挙げております。

親子あるいは大人の間でも、いわゆるネット関係についてはリテラシーに格差が生じて

います。秋田県も例外ではなく、多くの保護者の方々が現在のネット事情に対応できない、あるいは子供との向き合い方に自信が持てないということを我々も把握しまして、県としては、多様化する家庭の共通の課題であると捉えまして、平成 25 年度から「大人が支える！インターネットセーフティの推進」という事業に取り組んでいます。

家庭教育支援の取組を活性化するためには、まず、地域の核となる人材を養成すること。学校、家庭、地域の連携による切れ目のない一つの仕組みづくりをすることが必要であるということ。さらに、多様な主体による協働が最終的に大きな推進力を生むのだということ。こうしたことを確認しまして、県ではこれまでも社会教育行政において、PTA 等との連携による家庭教育支援施策にも取り組んできた実績がありましたので、このような形での取組が全体にとっても、なじみやすいのではないかと考えたところであります。

(PP)

事業のポイントでございますが、3つに整理しますと、1つは家庭教育支援施策で地域の取組をまず活性化しようということ。それから、子どもネット研、県の PTA 連合会、民間のヤフー株式会社さんとか地元企業等と、共通の課題認識を持つ多様な主体とのコラボレーションというのは、最終的に全県域での取組の大きな推進力になると捉えました。

それから、中学校区程度のコミュニティーで、子供たちのインターネット利用の問題を正しく理解し、インターネットセーフティの取組推進において、地域の核となる、少しネットに詳しい大人を養成しようということも事業のポイントにしたということでございます。

(PP)

事業の推進体制でございますが、秋田県の教育庁の関係各課に担当を置きまして、必要に応じて連絡会議等を開き、まず共通理解を図り、各課で役割を分担しながら取組を推進しているところです。

また、お茶の水女子大の教授の坂元先生を委員長にお願いしまして、推進委員会を年に 2 回開催しております。また、子どもネット研、県の PTA 連合会、そして市町村の教育委員会、民間企業等との協働による体制づくりを進めまして、複数の方策で全県域の学校、あるいは幼稚園、そしてまた地域の保護者等に働きかけているという実態であります。

(PP)

取組の方策でございますが、まず、保護者の興味、また保護者の意欲に応じて複数の取組を行い、広くサポートすることを目指しております。こういうことに熱心な方々も多くいらっしゃいます。そういう方々には地域を支える核となることを期待しまして、地域サポーター養成講座を実施しております。

それから、関心が中程度の方々には、フォーラムあるいは研修会、そして県庁の出前講座というのがありますが、そういう講座を通じて子供を取り巻く現状をまず正しく理解していただきたいということで、啓発に当たっています。

それから、関心が余りないという方々もいらっしゃいます。そういう方々には、直接情報を届けるということを考えまして、昨年度、地元新聞社との協働によりまして、ネット利用

の問題について記事を連載したところでございます。それはまた後で触れますが、資料9のところで新聞記事を全部掲載して配付させていただいているところであります。

(PP)

地域サポーター養成講座は、先ほど触れましたとおり、ネットに少し詳しい大人を養成しようということを狙いとしているものですが、地域や社会とのつながりの中で、保護者が子供と向き合うことのできる仕組みづくりを目指しまして、中学校区程度の顔の見える範囲内で、子供たちのインターネット利用の問題に少し詳しい大人を増やす取組を行ってまいりました。受講者には、最終的に地域の核となることを期待しております。

この部分に関しましては、講座の特徴として、資料8の1枚目、右下の画面に詳細がありますので、ここでは省略させていただきます。

(PP)

地域サポーターの養成講座は今年度、新たに3市町村で開催しておりまして、平成30年には全ての市町村で実施する予定であります。

ちなみに、平成27年度までで18市町村、今年度は3市町村、そしてこの後、30年までに全ての市町村、25市町村で実施する予定であります。

また、昨年度までは子どもネット研との協働、それからヤフー株式会社等、民間の協賛を得て実施してまいりました。今年度は、SIAさんに事業委託しているところでございます。

(PP)

県庁の出前講座であります。これは主に保護者の方、教員等からの要請に応じて、県の社会教育主事10名ほどで分担しまして講師を努め対応しております。

小・中学校には各教育事務所・出張所の職員が、また、広域の取組等には生涯学習課の職員が出向しているところでございます。

県庁出前講座は、県庁全体で200ぐらいのメニューがあるのですが、その中でもこの講座は最も人気のある講座でございます。平成27年度は延べ1万4,500名余りを対象に計123回実施しております。

また、小・中学校や幼稚園等からの要請が全体の76%ということで、保護者あるいは教員が主な対象ではありますが、児童・生徒がともに参加するケースも増えております。

ネットの問題を通しまして、家庭教育のあり方、具体的には生活習慣、親子のかかわり、コミュニケーション力、あるいは地域とのつながり、こういうことを考える内容となっていることも、学校、そして保護者にとってもなじみやすいものであると評価されております。

このほか、学校では県警、総務省、あるいはNTTドコモの講座も積極的に活用しておりまして、県庁の出前講座もその選択肢の一つであるということになります。

(PP)

このスライドは、先ほど少し触れました地元紙の秋田魁新報社とのコラボレーションによる啓発活動であります。昨年の6月から計30回にわたりにまして、「秋田さきがけ」に記事を連載させていただきました。さきがけの記者と生涯学習課の職員がテーマごとに編集会

議を開いて記事を作成いたしました。Q & A方式にしております。

広く周知啓発する協働の取組として、記事を転載することも認められております。県の公式ホームページ「美の国あきたネット」でも公開しております。そして、学校あるいは幼稚園等には、記事の活用を強く呼びかけているところがございます。

実際に、学校ではホームルーム等で生徒に配付し、話題にしたり、校内に掲示したり、あるいは保護者向けのお便り等に掲載して注意を促したりと、具体的な活用例が数多く紹介、報告されております。

今年度は、この記事に基づいて教員向けのガイドブックを作成しているところであります。

それから、秋田大学の大学院の協力も得ながら、記事を活用した指導案、あるいは指導事例などを掲載し、実際に学校での教育活動に生かすことができる内容を目指しているところがございます。

(PP)

その他の取組でございますが、ここに5つ挙げております。上から2つ目にあります地域サポーター養成講座受講者のフォローアップでは、受講後のいろいろな交流を、そしてまた他県との交流等も行っており、さまざまな形で情報交換をしております。

先ほどの一枚物の小・中学生用と高校生用のリーフレットの『4つのポイント』は、教育庁内の担当者会議で検討を重ねて作成したものでございます。「小学生の皆さんへ」についてはちょっと言葉づかい等を優しくしているところであります。

また、県庁出前講座を担当する職員は社会教育主事でありまして、県教育庁生涯学習課、そして県の教育事務所・出張所、それから県生涯学習センターの職員等でありまして、皆、もともとは学校の教員であり講師としてのスキルは備わっていますが、研修を行いまして、毎年スキルアップを図っているところでございます。

民間との連携につきましては、先ほどの地元紙との連携の他に、資料では2枚目の中ほど、右側に車の写真がありますが、電気自動車リーフを無償で借り受けまして、そこに「うまホ」のラッピングを施しまして、出前講座等に出かけるときに活用しております。動くPR手段ということになります。

それから、秋田大学との連携によりまして、平成27年度から教員免許状更新講習の選択講習としても実施しております。それから、放送大学の秋田学習センターとの連携によりまして、昨年度、面接授業として8コマ、8時限を実施した事例もあります。

(PP)

そして、今年度からの取組ということですが、平成25年度からの3年間でモデル的な取組の成果が一定程度見られたということで、今後は子供のインターネット健全利用を地域ぐるみで支えていくための持続可能な体制づくりを何とか支援していきたいと考えております。

これまでの成果、そして課題をpushしながら、民間、PTA等の団体、そして市町村、教育

委員会との協働、それから、地域での取組の核となる人材の養成等のネットワークづくりの推進。そして、保護者や教員等を対象とした教育啓発の充実などを柱に、取組を進めていきます。

新たな取組として幾つか挙げてあります。皆様の資料では3枚目の一番下のところに、「NEW!」と入れてあるところなのですが、新たな取組として、セーファーインターネット協会さんとの連携による指導者認定、そして、実践研究の実施。それから、文部科学省の委託による青少年施設を活用したネット依存対策推進事業というのがございますが、その事業として「スマホ断ちキャンプ」、つまりスマホを断つためのキャンプを今年度実施しております。それから、先ほど触れました教師用のガイドブックの作成等がございます。

(PP)

インターネット利用の問題というのは、多分これからもそうだと思いますが、地域社会にとっての共通の関心事であり、また大きな課題になると捉えております。

県では、この事業を通じまして、まず変化を続けております子供を取り巻くネット環境から、さまざまな課題がこれからも出てくるということを想定しまして、何とかこの事業をさらに進化させながら、地域ぐるみで学んで実践していく、持続可能な仕組みづくりを支援していくつもりであります。

秋田が目指す子供たちの姿として、ネットを健全に利用できる、そういう子供たちを想定して、これからもまた必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

以上、ちょっと早口で大変申しわけなかったのですが、秋田県の実践例の発表とさせていただきます。どうもありがとうございました。

藤原座長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御発表について御質問等がございますでしょうか。

国分委員、お願いいたします。

国分委員 どうもありがとうございました。インターネット協会の国分でございます。

事業の推進体制の中で、複数の方策で支援する対象が地域、保護者、そして学校、園とありますけれども、最近、誰でも大人がスマホなんかを使うようになると、子供もそれに小さいころから感化されるという印象を強く受けております。ですから、小・中・高といっても、小学生も高学年ぐらいからはある程度スコープに入れて、低学年とか、あるいは幼稚園とか保育園、そのあたりは何となくまだまだいろいろな対策といいますが、方策はこれからの課題ではないかと思っておりますが、こういう体制図の中にあるということは、何かそういう問題意識があたりだったのでしょうか。あるいは、実際にやられている中で、何かそういうところとのコミュニケーションといいますが、インタラクションというのはどんな状況でしょうか。

米田参考人 まず、この体制そのものにつきましては、事業を始める段階でいろいろな状況を想定して、こういうような体制でまずいこうというふうになったということですが、今日いろいろな具体的な質問等も出るのではないかなということで、実際にこの事

業にずっと取り組んで、さまざまところに行っているいろいろな状況を把握している社会教育主事の森川が後ろにいて、私を支えるような状態でおりますので、ちょっと答えさせてもらってよろしいでしょうか。

藤原座長 はい。

森川主事 皆さん、こんにちは。秋田県教育庁生涯学習課の森川です。

今の御質問では、幼稚園に対する具体的なきっかけと方策ということでしたけれども、25年度当初は小・中学生を持つ保護者を対象にするというところからスタートしたのですが、実際に出前講座等に出かけていきますと、幼稚園、保育所でも園に来る保護者の使用状況が大分変わっている。ただ、園の先生方からは子供たちはまだ使っていないだろうと。その意識の差がすごく大きいということが話題になりましたので、出前講座等でも積極的に幼稚園、保育所に呼びかけて、数を増やしております。

それから、地域サポーター養成講座、少し詳しい大人を養成する内容ですが、これは地域ごとに関係者が集まって企画会議を開いて実際に運営に携わっておりますので、そこに必ず幼稚園、保育所の関係者の方が入るという形で地域の取組も進めているというのが今の状況です。

いずれ、幼稚園、保育所に通う子供たちと保護者の意識と、園の先生方の意識を詰めていかなければ、その子供たちが小・中学生、高校生になっていきますので、今そこがポイントだなと感じて取り組んでいるところです。

以上です。

藤原座長 ありがとうございます。

それでは、ひとまずこれでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

米田様、どうもありがとうございました。

続きまして、五十嵐委員から御発表をよろしく願います。

五十嵐委員 こんにちは。どうぞよろしく願います。日野市立平山小学校の校長をしております五十嵐と申します。

私のほうからは、国、東京都、そして日野市の取組を受けて、支えを受けて、現場の学校ではこんなことを取り組んでいて、こんなことを課題に思っていて困っているということをお話しさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願います。

(PP)

お手元の紙を御覧ください。

まず、平山小学校ですが、本校ではまさに、これからの未来のつくり手となる子供たちに生き抜く力を育む、それをスローガンに掲げて取り組んでいます。

具体的には、環境としましては、総務省の ICT 絆プロジェクトで ICT 環境を整えていただきました。学校に配備されたのは東日本大震災が起こる 1 カ月前です。それから、機器もだんだん古くなって困っていたところ、今度は産学官プロジェクトの提案を受け、たくさんの企業の方、そして信州大学の東原先生、先生には 10 年以上前から日野市の ICT 環境に

ついてアドバイスをいただいているのですが、その先生の御指導と、日野市の御支援をいただきながら、新しいICT環境を提供していただきました。現在、産官学 ICT プロダクト「ひの@平山小」で、市の中でも平山小を根拠地として未来の学びに取り組んでいるところです。これも、全教科で学び方を変革して、新たな学びを創造していこう、多様な他者と協働して問題解決できる力をつけようということで、共同研究に取り組んでいます。

今、学習指導要領の改訂の作業が進んでいますが、審議のまとめの中でも、何を学ぶか、何ができるようになるかということだけではなくて、どう学ぶかという学び方も大事だということが、初めて言及されています。まさにその考えを先取りした研究を行っているところです。

もう一つは、防災教育を中心とした「生きぬく科」という教科横断的な新しい教科をつくる研究をしています。これは文部科学省に力をいただいて、研究開発学校として、次の学習指導要領、またはその次の改訂を目指して、これからの日本で一番必要な学習ではないかという提案の下にそのカリキュラムをつくっています。

図を入れさせていただいたのですが、知識面、技能面も大事です。そして、スキル、能力、そして実践力、こういうことができる人間にしようということで、構造図を載せさせていただきました。その能力のところを御覧ください。例えば、「情報を収集して問題を発見」というような、情報活用能力にかかわる部分もありますので、今日の話と無縁ではありません。全ての教科と、生きぬく科を通して、こういう力、情報活用能力を育成しています。

例えば、熊本地震のときにライオンが逃げたというデマがありました。これも情報の信憑性、そのことについての弊害を学ぶのは、5年生の学習内容です。つきたい能力をどんな内容と方法で学んでいくか、系統的に1年生から6年生までのカリキュラムを作っています。新しく必要なことが出てきたら、随時それを取り入れながら子供たちと一緒に学んでいるというような学校です。子供たちは入学したときからタブレットを自由に使いこなしています。全ての教科で必要に応じてICTを活用しながら学び合う、そんな日常的な風景が授業の中にあります。

(PP)

さて、今日の一番のメインであります保護者に対する啓発活動を中心に話をさせていただくのですが、これはやはり子供たちにしっかりと系統的に指導はしていますが、学校だけではだめで、保護者の力、影響というものはものすごく大きいと痛感しているのです。ですので、毎年保護者向けに、専門家を招いて、情報モラルに関する講習会とか研修会などを実施しています。

例えば、過去3年間の写真を掲載してみました。尾花委員には大変お世話になりまして、平成26年に、私たち教員も大変に勉強になりました。子供たち、保護者向けにこういう勉強を開いてくださいました。衝撃的だったという保護者の感想がたくさんありました。

そして、昨年度、今年度と教育ネットさんにお世話になって、子供たちを取り巻くネット社会の現状、実態を知っているかどうか、そして家庭でどんなことができるのかということ

を2年続けて見ていただいています。

27年度にアンケート調査をとりまして、その実態に基づいて今年度は講演していただいたので、学校のリアルな現状から保護者に考えていただくという、とても効果のある講演会と研修会になりました。

下の写真を御覧ください。赤枠の中なのですが、よく見ていただくと、実際に保護者がタブレットをいじっているのです。LINEの実体験をする。そういう研修会を開いていただきました。メッセージを送り合って、こんなに早くいろいろ来るんだとか、こういう仕組みになっているんだということを知ってもらいました。保護者の方の中でもLINEをいつもやっている方もいらっしゃるのですが、知らない方もやはりいるのです。こういう体験を通して驚きの声があると同時に、ゲーム機にスイカとかパスモを置くと課金されてしまうのだという動画も見ていただいて、改めてびっくりしたようです。実体験と動画で、こんなことができるんだ、ゲーム機もインターネットにつながるのだということを実感するリアルな研修会ができる。これはやはり学校の教員では無理です。専門家の力をいただきながら、そういう研修をしています。

もちろん、下の青枠のように、保護者に向けての啓発、これはもうどこの学校でもやっていると思うのですが、保護者会で話をしたり、学校だよりで、特に長期の休業前、夏休みとか春休みがポイントなのですが、お便りを出したりすることも行っています。それに加えて、どうしても多くの保護者にわかっていただきたいので、特別な講座も設けました。実は先週の土曜日、学校公開日だったのですが、そのときに東京都の事業で親子モラル教室という講座を、これも教育ネットさんをお呼びして、保護者向けの講座も開いていただきました。

東京都のほうではやはり危機感を持っていて、今のままではだめだということで、今回の親子情報モラル教室を、今年から開いたようです。今年は都内でたった150校なのですが、本校はその中に選んでいただきました。では、その他の多くの学校はどうしているのか、やはり全ての学校がそれに取り組まなければいけないというのもあるので、東京都は「SNS東京ノート」というものをつくりました。小学校の1～3年生用、4～6年生用、中学生・高校生用があります。子供を通して親を啓発するという取組です。

(PP)

実際に、この研修会や講演会はどういう効果があるのかというアンケートを取りました。昨年度のものなのですが、幾つか項目がある中の代表のものだけを選ばせていただきました。

まず、やはり知らないことが多いということです。大人はついていけないと、先ほどあったのですが、そうなのです。実際にこの講演会や研修会を受けて、知っていることが増えた。たまたま10項目つくっていただいて、例えばゲーム機がインターネットに接続するのを知っていますかというような項目が10項目あるのですが、講習を受ける前は、知っている数、 のついた数が2.44だったのですが、受けた後は4.72。やはりもうちょっと、

まだ自分で自信がもてないのでしょうか、10 項目の説明を受けても、ちょっとそれは回答できないという自信のなさがあります。それでも増えています。

それから、やはり驚いたというのが率直な保護者の感想です。そして、これからも保護者会等でこういう研修会が必要だということも多くの保護者が感じているところです。純粋に感想のところにも、ゲーム機はゲームしかできないと思っていたという親が本当に多いのです。それが、びっくりした、音楽プレーヤーもそうなのだとということで、また実際にタブレットで実習するのがすごくわかりやすかったとか、LINE 体験で驚いたとか、そのような感想をいただいています。

また、保護者の悩みというところでいただいた数ですけれども、やはりまだまだ自信がないですね。いろいろなお話、トラブルのこと。実際にこんなトラブルがあるのだというような説明をいただいて、このところがまだ不安だなという感想を持っている、そんな結果です。(PP)

実際にもう一つのアンケートですが、親向けと子供向けにやったのです。これで、親と子供の意識のずれがあるものだけをここにピックアップしてみました。

まずゲーム機が私は今一番問題だと思っているのですが、子供専用の機械は、今、ゲーム機が断トツなのです。赤字で「自分専用」と書いてあります。もう一つはスマホの利用なのですが、家族と共有して使っているというのが結構あるケースなのです。中学校以上になると自分のものを持つかもしれないのですけれども、共有を含めると6年生で6割以上の子が持つという計算になるのです。下の欄になりますが、そのことを保護者に聞いてみますと、ちょっと低いのです。

これはどういうことかということ、親は子供にさりげなく使わせているのです。でも、子供はしっかりと使っているという意識でもって使っている。この辺にわながあるではないか。気をつけなければならないことがあるのではないかと思います。

それから、ルールについての意識のずれですけれども、子供はお金についてのルールは自分の家はあるのだと思っているのですが、親のほうは使う時間のルールはあると思っています。このあたりのずれは、やはり親はお金、お金と言うのだと思うのです。なので、自分の家はお金について、課金はだめよみたいなことがしっかりと自分の中に印象に残っているのだと思うのです。親としては時間を言っているつもりですが、意外と子供は時間をそんなに気にしていない。同じ家庭においてもこの差があるのです。

ですので、ここで問題だなと思うのは、まずゲーム機でインターネットに接続できて、子供は何でも見るということを保護者はきちっと知っていて買い与えているのか。その説明を店頭でちゃんと聞いているのかということも含めてです。それから、スマホの利用やルールについては、共有しているのがまだ小学生は多いのですけれども、その認識のずれがあるので、家庭に置いてあるものを勝手に使ってしまうということも十分あり得ますし、あるアプリを入れると野放しになってしまうようなこともあると聞いていますので、そのあたりのことはしっかりと認識する必要があるなと思うところです。

(PP)

実際に、今日のお題である、保護者に対する啓発活動は何が必要なのかということは、先ほども御発表の中であったのですけれども、もう学校だけではとてもじゃないですけども、解決にはなりません。ですので、まずそれを支える、大学も含めて専門部署、自治体、企業がウェブサイトや広報紙、先ほど新聞でというお話もありましたが、わかりやすい情報を提供したり、セミナーを実施したりするということがとても大事だと思っています。

そして、学校は学校で、保護者への講演会や研修会はしっかりと用意していかなければならないと思います。やりたくても、教師だけでやるのには自信がなくて、なかなかいいサポートがもらえなくてという学校はまだたくさんあると思うのです。そのあたりの仕組みを講演会や研修会を支える専門家が、それぞれの学校で、全ての学校にいる保護者に対してこういう勉強の場を用意されるということが本当に必要だと思っています。

実際にどういう講演会や研修会が必要かということは、先ほどから話を聞いていただいたように、まず、こうあるべきです、こうあるべきですというのは絶対にすんと来ませんので、そうなんだと、怖さも含めて実感できるような体験型のものがとてもいいな、効果があったなと思います。

それから、多くの保護者が集まる学校公開も、本当に来てほしい保護者の方は来られなかったりするという現実問題があります。あの手この手でいろいろな場をつくっているのですが、今、教育ネットさんと話し合っているのは、子供たちがこんなにゲーム機を使っている現状を考えると、一人でも多くの保護者が集まる機会は何か、その機会ををどう利用するかです。そこで、入学説明会に来る率というのは一番多いのです。やはり何を準備して学校に上げるかというのはとても大事ですから、この出席率が多いのは当然です。この機会を利用して、ゲーム機はこういう危険があるのでよと、そういうお話をしようかと、今考えているところです。

スマホの使い方となると、いきなりすぎて、保護者の認識はあっても、子供とはまだ遠いと、現実的に考えてもらえない可能性もあります。ですから、まずはゲーム機から。今度2月の直前の入学説明会で、本校では講習会を開こうかと考えています。

また、単発で終わらせないで、継続して繰り返し繰り返しやっていくということも必要だと思っています。最終的には保護者が子供とコミュニケーションをとって、保護者の意識を高まっていくことが大切です。保護者自身の、これはこういうふうに守っていこう、家庭でルールをつくらう、発達段階に応じて機能の制限を変えていこうという意識を高めていくことです。たくさんの説明を聞くのはしんどいことですがけれども、それについてやはり触れなければいけないことですので、学ぶ機会や環境をつくってあげることが必要だと思っています。

現実問題として、今、どうしても後追い指導になるのです。こういう講演会に来てくださらないと、トラブルを防ぐことにつながらないのです。事後の指導になってしまうのです。昨年11月、12月ごろ、トラブルが起きました。高学年は、夏休み前に、事前にLINEの

使い方の学習をしました。実際にこういうことが危ないです、気をつけましょうということ
を指導したのです。それでも1件トラブルが起こったのです。このときは保護者の方に集ま
っていただいて、真摯に受けとめてくださって、実際にどういうやりとりをしたか、しっか
り見ていただきました。具体的な指導をやりました。起こってからだと真剣に見ていただ
けるのですけれども、そうならないようにその前の段階で、理解していただきたいのです。
たとえば、購入するとき、製品開発者や販売店がしっかりとその義務を果たしていただ
きたいと思ひますし、どういう段階で機能制限をしたらいいのかという細やかな説明を
毎年研修会で、小学校でも1年と6年では違いますので、年齢に応じてそういうものを
しっかりと理解していただく機会が必要ではないかなと思ひているところです。

ということで、学校ではやっています、子供たちにも指導して、研修会を開く。でも、
全ての親が来るわけではない。そして、トラブルが起こるといふことが繰り返されてい
るという現実があります。まずは購入するときにわかっているのが一番大切で、あらゆる
前提になるではないかと思ひわけなので、そのあたり、専門家の皆さん、企業の皆さん
にお知恵をいただき、子供たちを守りたいと思ひています。どうぞよろしくお願ひいた
します。ありがとうございました。

藤原座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御発表について、御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、引き続き討論になりますので、質問はそこで受けるということにさせて
いただきたいと思います。

五十嵐委員、どうもありがとうございました。

それでは、意見交換に入りたいと思ひます。本日は、保護者に対する啓発活動について、
自治体あるいは学校現場の取組、それぞれの立場から大変貴重な御意見をいただきました。
全ての自治体や学校でこのような取組が行われているというわけでは恐らくないであ
らう。多分、本日の御発表は非常に先進的な取組であろうなと受けとめました。

委員の皆様は、自治体や学校の取組につきまして、いろいろな情報をお持ちと思ひ
ますが、本日の御発表も踏まえまして、保護者に対する啓発活動について、何が課題
で、どう推進すべきかについて、自由に御議論いただきたいと思います。今日のお三
方の発表で相当論点を出していただいておりますので、御質問、御意見でも結構
ですし、自由な御議論をいただきたいと思います。

それでは、どなたからでもお願ひいたします。藤川代理からお願ひします。

藤川座長代理 発表された皆様、ありがとうございました。大変熱心な取組ばかりで、
モデルになるものと思ひます。

我々がここで考えなければいけないのは、今、伺ったようなお話のレベルの取組を
全国で普及するということなのか、あるいは今日伺ったお話というのは、あくまでも
非常にすぐれた取組というふうに理解をして、一般についてはもう少し普及可能な
やり方を考えるのか、そういったことではないかと思ひております。

もしよろしければ、それぞれのお取組について、特殊なことであって、例えばほかの地域とかほかの学校等で同じようなことが期待できないとお考えなのか、いやいやこれは全国どこの地域、どこの学校でも同様のことができるのだというお考えなのか。例えば、五十嵐先生の学校は ICT 環境が相当ありますし、外部の方をお招きするのでも、お呼びになりやすい状況があると思うのです。非常にしっかりした方を全国各地の学校に全て招くというのは非現実的なように思います。ということで、必ずしも普及モデルではないのではないかなという疑問を持ったものですから、そうではないのかどうかということについて、もしよろしければ御意見をいただけるとありがたいです。よろしく願います。

藤原座長 ありがとうございます。

ただいまの御質問は、今日の発表は非常に先端的なレベルの高い取組で、全国に普及させるべきモデルとなるのか、もう少し基本的な取組というか、普及モデルは普及モデルとして考えるべきなのか、そのあたりを決めるために率直なところをお聞かせいただきたいという御質問なのですけれども、どなたがよろしいですか。

藤川座長代理 まず、五十嵐先生に。

藤原座長 では、五十嵐先生、宜しいでしょうか。

五十嵐委員 ありがとうございます。

確かに本校ではスペシャルな講師の先生をお招きしていますので、教員も保護者も地域の方も一緒に勉強させていただいています。ただ、保護者に対する啓発活動は全校で必要なことだと思うのです。

本校でも、私は着任して 8 年目になりますが、最初のころは携帯会社の方に来ていただいたりしています。結構気軽に来てくださっていますが、正直申し上げまして、ちょっと偏りがあるのです。今、携帯ではないですし、どんどん世の中の動きは変わっていますので、今、子供たちがどんな危機に直面しているのかというのは、ゲーム機などの情報も必要になります。本当にすぐれたウェブサイトがたくさんありますので、その辺も使いながら、私は、学校で、何とかして専門家のお話が聞けるような機会を作りたいと思います。学校単位で無理でしたら中学校単位で、あるいは市レベルで、そういう動きをそれぞれの自治体でぜひ考えていただきたいと思います。

それから、先ほど言いましたが、製品を買うときが一番大事だと私は思っていますので、これは社会の仕組みとして徹底できるのではないかと考えています。

いずれにしても、全校がこういう親の啓発ができるような仕組みを考えなければいけないというような、緊急状態だと私は思っています。

藤原座長 ありがとうございます。

関連して質問させていただきたいのですけれども、五十嵐委員、清原委員、ひよっとする尾花委員に聞いたほうがいいかもしれないのですけれども、今、スペシャルな講師を呼んでおられるということで、それはどこで見つけるのですか。どこにでも尾花委員のような方がいるわけではないと思っているのですね。そうしますと、人脈で見つけてくるのか、あるいは

は自治体で登録するのか。全国でどこでも誰かスペシャルな人を見つけられれば、モデルも普及しやすいかなと思ったのでお伺いするのですが、現場はどこで見つけられるのですか。

五十嵐委員 尾花委員と知り合えたことは、この会に私が参加させていただいた醍醐味です。本当にありがとうございました。無理をして来ていただきました。

東京都の親子モラル教室に申し込んで、来ていただいたのがたまたま教育ネットさんです。本校では、スペシャルな人がたくさん来てくださっています。

e - ネットキャラバンであるとか、いろいろな専門機関のサポートがたくさんあります。国のほうでも総務省も含めていろいろなところで宣伝されていると思うのですが、それをもっと学校側にわかりやすく伝える仕組みというのがあれば、大分利用ができるのではないかなと思います。

藤原座長 ありがとうございます。

自治体の立場で、清原委員、どうでしょうか。

清原委員 ありがとうございます。

私は、幸い、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」の構成メンバーでもありますし、この内容については絶えず教育委員会の歴代の教育長と、いろいろ意見交換をしながら、まさに総合的に進める中から取組をしています。

また、尾花委員をPTAの方が呼ばれたときは、誰がどう推薦したというよりも、PTAの皆様が主体的に探してきて、たまたま私がよく知っている委員の方であったということで、私は学びを必要と考える皆様、研修会であれ、講習会であれ、やはりいろいろと講師を探していくということと、今日報道資料の参考資料1に、「e - ネットキャラバン Plus の新設」ということで、総務省さんからも新しい情報をいただきましたけれども、総務省さんを初め、文部科学省の皆様も、いろいろな取組を発信してくださっています。先ほど一つの例として、「ポケモンGOで遊ぶときの5つのお願い」を提案してくださった安心ネットづくり促進協議会のこと御紹介しましたが、このように、国であれ、横連携の組織であれ、いろいろな企画をしてくださっていること、またPTAの皆様と連携して全国各地でいろいろな取組をしてくださっていることを、今は、それこそインターネットを通じて情報収集ができますので、あとは日程等の御都合で選んでいることと思います。

私、本日、秋田県さんの御報告を伺って、まさに、「ちょっと一般の人よりは知っている人材づくり」ということで、ネットに少し詳しい地域サポーターの養成をされているというのは、まさに全ての学校でこうした学びが必要なときに、あるいはさまざまな団体で必要なときに、とても適切な取組だと感じています。

三鷹市においては、「NPO法人三鷹ネットワーク大学推進機構」というのを、市内外の大学・研究機関と連携して組織しておりまして、おかげさまで、その窓口機能使わせていただいて、連携している大学の教員の皆様に講師等をお願いすることも多いですね。

ですから、人材については、秋田県さんのように養成をされるということもありますし、潜在的な人材については首長部局も、教育委員会も、そして保護者の皆様も、言葉はちょっ

と僭越な言葉ですけれども、発掘させていただいて顕在化するということが重要ではないかなと感じています。

藤原座長 ありがとうございます。

今のお話しに関連して、恐らく都市部と地方の差はあると思うのですね。しかし、秋田県の場合、非常に先進的な取組をしておられると思うのです。一般論で結構ですけれども、少し知っている人を養成する、あるいは今のようなスペシャリストを発掘するというのは、秋田県の場合はどのようにしておられるか。ちょっと米田教育長に、あるいは専門の方にお伺いできればと思うのですけれども、いかがでしょうか。

米田参考人 私たちは県の教育委員会として、生涯学習課関係だけではなくて、いろいろな部門で啓発活動をする場合に、ホームページに載せているよとか、あるいはペーパーで配布していますよというだけでは十分伝わらないと。こっちは伝えつつもりでも、伝わっていないことのほうが多いのですね。だから、いろいろなところで、みずから現場に打って出る生涯学習課とか、打って出る図書館とか、いろいろな形で伝えるためにみずから行動するということが大事であるということをもットーにしております。

県そのものでも、「行動人(こうどうびと)」という行動する人をどんどんふやして、いろいろなものを身につけた人たちがそれをさらにほかの人たちとシェアしようということで、実際に行動していくという運動を進めております。

そういう中で、大人が子供たちのインターネット環境をもっともっとよくしようというために、大人がただ知識を得て、それを自分のものだけにしているのでは何もならないということで、とにかくいろいろな人にかかわって行って、どんどんそれを広げていきたいと思いますという思いがまず根底にあります。

そういう面で、伝えるということ、伝わるためにどうすればいいかということ、いろいろな視点に立ってもう一回考えなければいけないということが大事なのではないかと思っています。

藤原座長 ありがとうございます。

これは最後なのですけれども、御当人に伺うのもいかなものかと思うのですけれども、呼ばれる立場の尾花委員からは何かございますか。

もう一つ、藤川代理の、今日の御発表を全国普及を考えるモデルとしたほうがいいのか、今日のものは先進的なものだと考えればいいのかという質問ですけれども、この2点についていかがでしょうか。

尾花委員 ありがとうございます。尾花でございます。今日は遅くなりまして済みません。

今日、実は台東区のほうで、児童委員の部会長さんが集まってセミナーをしている。実は地域の取組とか保護者向けというところで、地域の民生委員さん、児童委員の皆さんが全国に大勢いらっちゃって、そういう方たちのお力をかりることができないかなということで、来月もまた北区の児童委員の方にお話をしに伺うのですが、実は、子供たちのネットのトラブルの原因が、子供たちの心の居場所が足りないとか、家庭の中や学校の中でストレスを抱

えているというところにも一部要因が見られていて、それを家庭と学校と地域だけで何とかしようと思ってもがいても、デジタル教育はできたとしても、その心の穴埋めの部分がなかなかできないのではないかという視点で、民生委員の方たちには毎回お話をさせていただいているのですね。

ですから、年齢的にはそれこそ私よりももっと子育ての大先輩で、お孫さんなんかもいらっしやるような世代の方が多いので、デジタルは苦手と。はっきり言って、スマートフォンと言われても何が何だかわからない。でも、子供の心に向き合って、ストレスを軽減するために話を聞いてあげることが私たちの役割だったら、それでトラブルが減るのだったらできますよという声を必ず聞くのです。

ですから、地域の取組して一つ重要なのは、せっかくいらっしやる民生委員、児童委員の方たちに、お子さんもそうですし、今、お母さん、お父さんもストレスを抱えていて、そのストレスのせいで子供たちの居場所を逆に家庭からなくしてしまっているということもなきにしもあらずなので、核家族化の中でお母さんのストレスを軽減するために民生委員の方がアドバイスをしてあげたりということもありではないかなというような、もうデジタルの話と超アナログの話をごちゃまぜにしたセミナーをやってきたところだったのです。

1つは、青少年のインターネットに関するトラブルはいろいろな要因があると思われるけれども、心の部分をケアする人たちも、地元には実は人材的にはポテンシャルはあるのだということで考えていただくような方向性を多少何らかの形でサポートできたらなと、今ちょうど本当に実感しているところでございます。

そういう心のトラブルの部分をそういった形で地域で何らかの形でサポートすることと同時に、実はこの青少年インターネット環境整備に関する検討会が始まった当初、ですからもう御担当者が全然違うのですけれども、各小・中・高等学校の教師全員がICTを、あるいは情報モラルを指導できるようにしますという、わけのわからない目標を掲げられていたのですね。当時の議事録の古いやつを見ていただければわかると思います。そのときに、先生方全員に指導者になっていただくのではなく、各学校にデジタル世代の新しい教員にICTとか情報モラルに関するスペシャリスト的な教育をして、受けて卒業した先生を各学校に1人ずつ配置するという形でフォローできないのですかという質問を私はさせていただいたのですけれども、いや、そうではなくて、とりあえず初等、中等教育の中で先生が全員指導できるようにしますと。その目標はどうなったのだろうかなど、私は今思っているのですが、そんな物理的に不可能なことをやるのではなくて、今、例えば全国でも、秋田県もそうですし、千葉県もそうですし、奈良とか、岐阜とか、いろいろなところで、今、私が挙げなかった県でもいっぱいボランティアで大学生が動かされていたり、いろいろな団体の講師育成プログラムを経て、教えられるという方が実はいっぱいいらっしやるのですが、その方たちが実はボランティア、あるいはボランティアに近い形でしか行けない体制というのが教育の一番妨げになっているのではないかなと。

例えば、その知識や技術を持っていれば、ある程度教える場が用意されていて、そこに行

って教えることによって、ある程度の謝金なり何なりがきちっともらえる体制があるというのが土台にあったとしたら、多分もっともときちっと満遍なく行けるような講師の方がふえてくると思うのですね。

それによって、例えばお金をもらえる、きちっとした報酬をもらって仕事として行くのであれば、スキルもアップしなければいけないし、現状も把握しなければいけないと思いますけれども、ボランティアで行ってくださいと言われてたら、「別に3年前の資料でもいいや、これだったら頭に入っているから」になってしまいかねないということもあって、地域とかでは、できればざっくりとした新しい勉強をこの金額でしてくださいというのではなくて、ICT教育あるいは情報モラル教育、要するに情報に関する教育の費用として特別予算なり何なりをある程度つけてくだされば、それで謝金を払ってきちっとした方が来るという、うまい循環がどの地域でも生まれてくるのではないかなと思っています。

ただ、そういう体制も、地域によって自治体レベルでは難しいというのであれば、都道府県と例えば政令指定都市ぐらいのレベルできちっとした形でやらないと、今、大学受験にもICTのこと、情報化のことが受験科目でとても大事なものになっているわけではなく、教師になるにも必ず必要な技術ではない。だから、そういうところをフォローしていかないと、現場がどんなに枯渇していても、教える側はふえないと思っています。

最後に、藤川先生がおっしゃっていた、地域のモデルとしてこれはどうですかというのは、できる人とやりたい人がいるところで、今、御発表いただいたモデルは先進的な事例ではあるものの、まねしたいと思ってやっていただけたらと思います。ただ、自治体によっては、できるだけ情報モラル教育を後回しにしたいという方が御担当者いらしたり、ノーメディアデーを推進して、どうしてもメディアを避けたいと思っていらっしゃる方が中心にいたり、あるいは学校の校長先生だったりするようなどころもあるので、それに動かされてしまって、なかなか取組が前に進めなくて、下のほうのやりたい方がじだんだを踏んでいるという現状も、全国津々浦々をめぐるすると、いろいろなところから聞こえてくるので、そこを何とか先進モデルを紹介しながら、やりたいと思っている担当者がいるところは、子供たちのためにやらなければいけないのだという方向性をこういった会議で示してあげる必要があるのではないかと実感しております。

以上でございます。長くなりました。失礼しました。

藤原座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。では、上沼委員、尾上委員の順で。

上沼委員 いろいろ聞いていて思ったのですけれども、保護者に対してまず何を教えるかというのが結構重要なのではないかなと思います。方法論は、内容が決まってから検討する必要があるのではないかなと思います。例えば、先進的なことを教えようとするれば、それなりの人材が必要ということになりますし、一方先ほどお話しいただいた、いろいろな機器がインターネットにつながることを知らないというレベルであれば、それは一度最初の段階で保護者にお伝えしわかっていただければいいということになります。

保護者に対して何を教えるかということとその方法というのはリンクする関係であって、先進的な話を全部の人材ができるわけではありませんし、特定の人材が全てを網羅できるわけでもないのです。例えば、現実問題として尾花先生が全ての小学校で教えるわけにはいかないですね。そういう意味では、教える内容に応じて秋田県さんが行っている、だんだん裾野を広げていく取組というのが必要であり、どの内容をどのような方法で教えるのが重要だと思います。ですので、まずは、何を教えるかというのを検討していただければと思います。

普及啓発は、結局、教育と同じで、最初から最先端を目指すのではなく、もっと学びたい人がどんどん学べるという仕組みになっていければいいのかなと思いますので、最低線として何を保護者に伝えるべきなのでしょうかという対象を検討するというのが重要ではないかなと思いました。

以上です。

藤原座長 ありがとうございます。

どうぞ。

尾上委員 その悩み多き保護者の立場でお話をさせていただきたいと思います。

まず、それぞれの感想からですが、三鷹市さんに関しては、コミュニティ・スクールを早くから導入されて、小・中一貫教育という仕組みをうまく家庭教育の機能強化に反映されているというのが感想です。

また、契約書という形は、ある面からするとどうかという議論はあるかとは思いますが、消費者教育を教える上ではいい形になっているということと、予算措置がしっかりとれているというのが感想であります。

秋田県教育委員会さんに関しては、システムが充実しているということからしますと、やはり家庭学習から発展した家庭教育支援という部分がすごく効いているのではないかと。充実した長期的な取組が、いろいろな形で地域サポーターの養成のところまでたどり着いている。また、教員向けのしっかりした専任者がいるということで、本当にいい参考になったと思います。

平山小学校さんに関しましては、専門的な研修会を開くことによって、また ICT を長年活用している実績とともに、防災教育との教科横断的な連携を充実されているというのが感想であります。

こういった事例に関しましては、私ども日本 PTA は事例を取り込もうということで、それぞれの時代とか地域、学校によって環境は違うわけで、どれを選んで、こういったものを自分たちところで取り組んでいくかを考えてくださいという発信の仕方が多くなってきています。

また、ネットに限らず、いろいろなことが各学校でも取り組まれて、研修会とかは必ずやっているはずで、やっていないところがないと言ったほうが良いと思っておりますので、こういったことの取組、いわば文科省のほうからも、連携から協働へという形になっていく

という方向性から考えますと、幾つもの話が出ていますように、地域と連携した形をしっかりとやっていかなければいけないという部分があります。

また、ネット環境の変化に関しましては、当然ながら子供の健全育成を進めていくという部分ですが、携帯・スマホの出現によって何が悪くなったかという、大人のマナーが悪くなったと感じております。「ながら携帯・スマホ」であったり、前回のポケモンGOの話ではないですが、車を運転しながら事故を起こしたというような、あってはならないようなことが起こっているこの社会全体の現状には大きな影響があると思いますので、保護者も一生懸命努力してそういったところを改善しようというような取組をやってはいるのですが、社会全体でどう取り組んでいくかという社会教育の推進という部分も含めて、しっかり検討していかなければいけないかと思えます。

啓発に関しては、ふだんの生活の中に浸透するような仕組みや形がないと、新たに勉強しようとか、新たな物が出てきたことに対して、研修会を開いて、そこに出て行って、また次に更新されたものを聞いてという、こういった繰り返しというのはなかなか難しいかとは思いますが、じっくり我々も発信をして、浸透していくように努めていきたいと思えますので、ぜひとも行政のお力を得て、うまくそういった連携・協働ができるように進めていけたらと思えます。

ありがとうございます。

藤原座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。清原委員、どうぞ。

清原委員 ただいま尾上委員のコメントをお聞きしまして、改めて感じているのですが、インターネット、スマートフォン等に対する保護者、大人の学びというのが、何よりもまずは我が子のためにということで考える一環として位置づけられていて、その意義が大きくなっていると思えます。

本日は、秋田県さんの資料で、「小学生のみなさんへ」というのと、「中・高生の皆さんへ」と、微妙に表現を変えながら、大切な4つのことをこの1枚紙でまとめてくださっています。早速三鷹市に持ち帰って、この基本は流布しようと思うのですね。

「三鷹『学び』のスタンダード」も、「ネット社会を生きる力を育むために」というのも公開をしています。三鷹市だけでオリジナルでつくったかといったら、そうではなくて、これをつくる上では、先行事例や、あるいは国の新学期のキャンペーンの取組の中でのメッセージであるとか、文部科学省、総務省、経済産業省、警察庁を初め、いろいろな取組をされている事例を学びながら、三鷹なりの言葉で整理したし、調査をもって練ったというところがございます。

したがって、こうしたものはそれこそインターネット上にオープンにされていて、必ずしも三鷹市民だけが、あるいは秋田県民の皆さんだけが利用するものでもありませんし、日野市民の皆様だけに閉じているものでもないと思えますので、こうしたエッセンスというのは、まさに共有できるものだと思うんですね。それを学ぶときの場づくりであるとか、

教育委員会と首長部局の連携の仕方であるとか、あるいは PTA の皆様がどのくらい多様に取組をされるような条件整備ができていかなどは、地域の実情が違つかも知れませんが、私はかなり汎用性のあるものをこの会からも提案できるのではないかなと思います。

難しい取組をしていると思うのではなくて、スマホの普及のように日常的なものとして、私たちの立場から発信できればなと強く感じました。

以上です。ありがとうございます。

藤原座長 どうもありがとうございました。

そろそろ時間も尽きてきたのですが、よろしいでしょうか。

本日は3つの発表をいただきまして、それぞれ非常に先進的でした取組を御紹介いただいたわけですね。それに対して、これをどういうふうに普及していくか、全国に展開していくかという問題と、その際にはコンテンツを絞る、中身をどうするかという問題と方法論は区別したほうがいいのではないかという御議論、御意見をいただきました。さらに言えば、特に聞いていただきたい方をどういうふうに引きずり出すか、そういう機会をどう確保するか、それぞれ今後工夫ができるのではないか。そういうような御議論であったと思います。これは次回も続きますので、そのときにまたいろいろな御議論をいただきたいと思っております。

皆様、どうもお疲れさまでした。特に米田様には遠路、秋田県からお越しいただいて、もう一度お礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、今後の予定につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

村田参事官 本日は御発表いただきました各委員や秋田県の米田教育長様を初め、皆様から貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。特に御発表いただいたお三方には事務局のほうから大変御無理を申し上げまして、この場をお借りしておわびを申し上げたいと思います。

それで、今後の予定でございますけれども、次回第33回の検討会につきましては12月ごろに開催したいと考えております。座長からも既にご覧いただきましたけれども、次回も引き続き、保護者に対する啓発活動について御議論いただく予定としており、そのほか総務省のタスクフォースは前回御報告がありましたけれども、新たな動向等がございましたら、御報告事項としてそれもあわせて議題とさせていただきたいと考えております。

討議につきまして、既に尾上委員、今日はいらしていませんけれども、金井委員に御発表の準備をいただいているところでございますけれども、他の委員の先生方におかれましては、このテーマについて発表の御希望があれば、早目に事務局のほうにお知らせいただくと幸いです。

また、例年行っております「高校生 ICT Conference」の最終報告会でございますけれども、今年は関係省庁におきましてお受けする方向で向こう側の事務局とも話を進めており、本検討会では取り上げない予定といたしております。もちろん、どうしても高校生の話

をお聞きになりたいという御希望がございますれば、霞が関での発表、これは今までこの検討会、総務省さん、文科省さんなどで、別々にお受けしていたものを、今のところ関係省庁が集まって一つの場で御発表いただくというようなことを事務局の方と話をしておりますけれども、霞が関での発表の場はございます。できるだけ、希望があればその御希望には沿った配慮をしたいと考えておりますので、おっしゃっていただければと思っております。

次回の具体的な日程等につきましては、また事務局から御照会等をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。事務局からは以上でございます。

藤原座長 事務局から、今後の進行について御報告がございましたけれども、この段階で何か御質問、御意見等はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、次回も引き続き、今日のテーマで議論を行いたいと思ひます。よろしくお願ひします。

これもちまして、第32回の「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を終了いたします。どうもありがとうございました。